

日田市国民保護計画 変更の概要（令和5年2月一部変更）

【変更の理由】

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されており、平成19年3月に「日田市国民保護計画」を策定している。

その後、国の国民保護に関する基本指針（平成29年12月）、大分県国民保護計画が変更されたことを踏まえ、日田市国民保護計画の変更を行うもの。

主な変更事項

1. 国「国民の保護に関する基本指針」及び県「大分県国民保護計画」の改定に伴う変更

(1)訓練（第2編 第1章 第5）

市における訓練の実施に「広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める」ことを追記。

(2)避難（第2編 第2章 1）

避難に関する基本的事項に「高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮」を追記。

(3)警報および避難の指示（第3編 第4章 第1）

情報伝達手段の多重化として、住民への警報の伝達の方法に「警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）と連携している情報伝達手段等により情報を伝達する。」ことを追記。

(4)武力攻撃等に応じた避難の方法等（第3編 第4章 第3）

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」ことを追記。

2. 関係法令等改正等に伴う変更

- ・災害対策基本法改正による「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」への名称変更。
- ・地理的、社会的状況など、時点修正すべき内容について変更。